

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

038

自決権の主体をめぐる議論状況について

常本美春

September 2008



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

人民の自決権¹が国際法の基本原則の一つであることは、国際司法裁判所が繰り返しみとめてきたところであり、かつ、学説上もこんにちでは広くみとめられている²。しかし、「人民」と「自決権」の国際法上の定義が存在しているわけではなく、さまざまな内容の自決権が主張されてきた。現在とくに論じられているのは先住民族の自決権である。第2次世界大戦後に発展した国際人権法は、「マイノリティの権利はマイノリティに属する個人が行使用するものであって、マイノリティという集団そのものが行使することのできる権利ではない」という考え方を基礎としてきた。ところが2007年に国連総会で採択された「先住民族の権利宣言」は先住民族の自決権に関する規定をおき、自決権の行使形態として自治をみとめた。これは一見すると、権利を行使する主体は個人であることを基本とするこれまでの国際人権法の考え方に修正を迫るうごきのようにも思われる。マイノリティと先住民族の国際法上の権利を比較対照するかたちで、国連における規範設定の動きと学説における近年の議論状況の一端を紹介したい。

1. 内的自決権の登場

自決権が国際法上の権利として確立するのは、まず反植民地主義の文脈においてであった³。当初、植民地独立の主張に法的な正当性を与える機能を果たした自決権は、植民地独立付与宣言の採択以降、自決権の主体と自決権がカバーする問題の範囲を広げていく⁴。主体に関しては、外国支配下の人民ないし従属下の人民という場合に、植民地の人民のみでなく、みずからの意に反して外国の抑圧的支配のもとにおかれた人民へも自決権が適用されることになった。権利の範囲については、政治的独立だけでなく、新独立国の経済的独

¹ 国際人権規約の公定訳や最近の慣用にならい、“the right of peoples to self-determination”の訳語として本稿では「人民の自決権」を用いる。1980年代頃までの訳語の事情については、芹田健太郎編訳『国際人権規約草案註解』（有信堂高文社、1981年）20頁。

² 例えば、1995年の東ティモール事件判決（1995年6月30日）において国際司法裁判所は「人民の自決権という原則は国際連合憲章によって、及び裁判所の判例において承認されてきている」と述べている（1995 I.C.J. p.102, para. 29）。

³ 詳細な先行研究が多数存在する。例えば、家正治『国際連合と民族自決権の適用』（神戸市外国語大学外国学研究所、1980年）、金東勲『人権・自決権と現代国際法—国連実践過程の分析—』（新有堂、1979年）、松井芳郎「国際人権規約第一条の成立」名古屋大学『法政論集』126巻（1989年）1-58頁、松井芳郎「友好関係宣言と自決権の普遍的適用」香西茂・山手治之・林久茂 編集代表『国際法の新展開』（東信堂、1989年）、Antonio Cassese, *Self-determination of peoples: a legal appraisal* (Cambridge University Press, 1995)。

⁴ Cf. 桜井利江「人民の自決権」日本国際法学会編『国際関係法辞典』（三省堂、2005年）、杉原高嶺『国際法学講義』（有斐閣、2008年）184-185頁。

立の必要を主張する経済的自決権が主張されるようになった⁵。また、1970年代になると、内的自決の考え方が登場した。

内的自決論は、国内での人権保障の重要性に注目し、人権の観点から自決権の内容を再検討するものである⁶。自決権と人権の関係は、自決権が人権享有の前提になるという意味においては、1950年代初頭から意識されていた⁷。内的自決がそれまでの見方とことなるのは、植民地独立後の人権問題に着目した点である。当時、国際人権法が急速に整備されていく一方で、多くの新独立国には独裁政権が生まれて国民が自国政府の抑圧のもとにおかれていた。こうした現実を前にして、人権に関心を寄せる一部の研究者から、「外国支配を排除し、国際的に自立し、独立をかちとれば、それですべてが解決されたといえるのか」⁸、自決権は植民地の独立によって消滅してしまう権利などではなく「従属からの自立を求める場合一般について適用される普遍的な性格をもっているといえないか」⁹という問いかけがなされた。こうした問題意識をもった研究者が注目した国際的文書は、友好関係原則宣言（1970年）とヘルシンキ最終議定書（1975年）である¹⁰。

友好関係原則宣言は、人民の自決権の行使形態や主体についての規定のあとに、次の一文をおいている。

前記パラグラフのいかなる部分も、右に規定された人民の同権および自決の原則に従って行動し、それゆえ人種、信条または皮膚の色による差別なくその領域に属する人民全体を代表する政府を有する主権独立国家の領土保全又は政治的統一を、全部又は一部、分割又は毀損しうるいかなる行動をも承認しまたは奨励するものと解釈してはならない。（下線引用者）

⁵ 人民の権利として主張されたのは、自決権のみではない。James Crawford は「人民の権利」として主張される権利を次の7つに分類している。自決、生存の権利（ジェノサイドの禁止）、マイノリティの権利、国際の平和と安全に対する権利、天然の富と資源に対する永久主権、発展する権利、環境に対する権利である。その上で、はじめの3つ以外は、既存の義務の確認か権利性に争いのあるものだと評している。James Crawford, “The Rights of Peoples: ‘Peoples’ or ‘Governments’?,” in James Crawford (ed.), *International law as an open system*, pp.159-173: first published in James Crawford (ed.), *The Rights of peoples* (Oxford University Press, 1988).

⁶ 内的自決は、領域の国際的地位の決定を指す外的自決（external self-determination）との対比で用いられる多義的な概念である。不干涉義務との関連で内的自決をとらえる場合もある。Cf. Rupert Emerson, ‘Self-Determination’, *American Journal of International Law*, Vol.65, (1971), pp. 465-467.

⁷ 国連は、1952年の時点においてすでに、人民と民族（peoples and nations）の自決権は、あらゆる基本的人権を完全に享有するための前提条件であると認識していた。Cf. U.N. Doc. GA Res 637A(VII), 12 December, 1952.

⁸ 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』（岩波書店、1988年）352頁。

⁹ 同上333頁。田畑茂二郎「人権と民族自決権」『法学セミナー』294号（1979年）68-76頁。

¹⁰ 田畑『前掲書』（注8）351頁以下。Antonio Cassese, “Political Self-Determination-Old Concepts and New Developments,” in Antonio Cassese (ed.), *UN Law / Fundamental Rights: Two Topics in International Law* (Sijthoff & Noordhoff, 1979), pp.137-165. Cassese は、民間団体が採択した「アルジェ宣言」にも注目している。

この規定は、国家が領土保全に関する規定ではあるが、人民の同権と自決の原則に従って行動するということが、植民地独立に限定されないという考え方を表している規定だと読むことができる。

第二は、全欧安全保障協力会議（CSCE）のヘルシンキ最終議定書である。この文書は、会議参加国に対して法的拘束力を有しないことを明記しているものの、会議参加国にとって政治的には重要な文書である。ヘルシンキ宣言の第8原則には次の一文がある。

人民の同権と自決の原則により、すべての人民は、常に完全に自由に、外部からの干渉なしに、自らの欲する時及び方法でその国内的及び対外的な政治的立場を決定し、かつ自ら欲する政治的、経済的、社会的及び文化的発展を追求する権利を有する。（下線引用者）

この規定は、自決権は、「常に完全に自由に」、つまり継続的にかつ自国政府による抑圧からも自由に行使するものだという考えを表していると解釈できる。ここで問題となるのは、権利を行使できる主体、つまり「人民」のなかみである。ヘルシンキ議定書は、人民の定義をおいていないが、原則7が非差別原則にもとづく少数者の権利保護を規定している。さらに原則8は、冒頭で領土保全原則の尊重をうたっている。これらのことから、ヘルシンキ議定書において自決権の享有主体は個人から構成される国民全体であって集団としてのマイノリティではないことがわかる。

現在の国際人権保障制度は、国際連盟のもとでのマイノリティ保護制度の反省を踏まえて設計されたものである。そのため、基本的には、特定の集団を保護するよりも、すべての個人の尊厳を等しく尊重するという考えかたを基本理念としている。内的自決は、その国際人権法の先駆者といえる研究者たちが打ち出した考え方である。内的自決を提唱した研究者が想定していた自決権の権利主体は、国民全体であった。そして、この点が、1990年代にはいると批判されることになる。

2. 自治・連邦制による自決

自決権を享有する主体に関して議論にふたたび変化がみられるのは、民族や宗教を口実とした武力紛争が世界各地で勃発した1990年代のことである。内的自決権の議論は、自決権を個人のおもに参政権の保障に解消するものであった。自決権の本質は集団の利益の保護にあるとする立場から批判されることになる。

第二次世界大戦後、マイノリティの権利の保護に関して国際法は、原則として個人の保護というかたちをとっている。1992年に国連総会が採択した少数者の権利宣言も、この考え方を踏襲している¹¹。地域的な動きとしては、1990年代前半に欧州で、欧州審議会と全欧安全保障協力会議（現・欧州安全保障協力機構）という2つの枠組みを通じて少数者の権利をめぐる立法・機構改革が進められたが、このときも保護されるべき権利を有する主体

¹¹ “Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities”, adopted on 18 December 1992, U.N. Doc. A/RES/47/135, Annex, p.3ff.

はマイノリティという集団それ自体ではなく、マイノリティに属する個人であった¹²。しかし、こうした動向は、ボスニアやコソボをはじめ、世界各地で民族や宗教を口実とする武力紛争が勃発するなか、「自決権の本質は集団の権利の保護にある」と捉える研究者から、内的自決権の考えかたは「自決権を個人の権利に解消してその独自の意義を否定する」ものであると厳しい批判を受けた¹³。また、1990年代初めにはリヒテンシュタインのイニシアチブにより、自治による自決という考え方が国連総会の議題となったことがあった¹⁴。しかしこれまでのところ、少なくとも自由権規約第1条の自決権や第27条のマイノリティの権利の解釈としてこうした主張が認められたとはいえない¹⁵。連邦制による自決権の実現を提案する研究は最近も発表されているが¹⁶、これらは言語や民族ではないところに連邦構成国や自治の単位の基準を求めている。また、地域的な動きではあるが、マイノリティの権利に関して、文化ではなく国民であることを「nation」の基準とする議論が欧州審議会が進んでいるもようである¹⁷。

3. 先住民族の自決権¹⁸

¹² 1990年代初頭には、欧州で少数者保護に関する地域的文書作りが盛んになったが少数者の集団的地位を人権の観点から保護する地域的制度の設立にはいたらなかった。Cf. 松井芳郎「試練に立つ自決権」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』国際書院、2000年、463-515頁；Stéphane Pierré-Caps, « Peut-on parler acutuellement d'un droit européen des minorités? », *Annuaire français de droit international*, (1994), pp.72-105.

¹³ 松井芳郎「試練に立つ自決権」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』（国際書院、2000年）501頁。

¹⁴ Wolfgang Danspeckgruber and Arthur Watts, *Self-Determination and Self-Administration* (Lynne Rienner Publishers, 1997). Edward McWhinney, *Self-determination of Peoples and Plural-Ethnic States in Contemporary International Law* (Martinus Nijhof Publishers, 2007).

¹⁵ “Committee has come a long way in accepting positive obligations to ensure special rights of indigenous peoples, but has been very cautious in respect of other minorities” (Manfred Nowak, “Article 27,” in Nowak, *UN Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary*, 2nd ed. (Engel, 2005), paras.52.). 桐山孝信「人権規約のなかの自決権」山手治之・香西茂 編集代表『現代国際法における人権と平和の保障』（東信堂、2003年）45-69頁

¹⁶ 柴宣弘「民族自決から地域自決へ—旧ユーゴスラビア」蓮實重彦・山内昌之編『今、なぜ民族か』（東京大学出版会、1994年）134-152頁；柴宣弘「なぜ独立国家を求めるのか—ギリシャからコソボまで」高橋哲也・山影進編『人間の安全保障』（東京大学出版会、2008年）46-48頁。

¹⁷ 「minorités nationales」に関する討議の際に欧州審議会の議員総会が採択したという「nation」の概念に関する2006年の勧告も、「nation civique（公民的な）」と「nation culturelle（文化的な）」を区別しているという。また、ここでいう「nation civique」は国際法における「人民」の意味と同義であるとされる。Cf. Marcelo G. Kohen, « Sur quelques vicissitudes du droit des peuples à disposer d’eux-mêmes », in *Droit du pouvoir, pouvoir du droit: mélanges offerts à Jean Salmon* (Bruylant, 2007), p.981.

¹⁸ 本稿では“indigenous peoples”の訳語として「先住民族」を用いる。“indigenous peoples”という用語がもつ歴史的な意味合いについては、次の文献などを参照。Luis Rodriguez-Pinero, *Indigenous Peoples, Postcolonialism, and International Law: The ILO Regime (1919-1989)* (Oxford University Press, 2005, pp.4-8. Benedict Kingsbury, ““Indigenous Peoples” in International Law: a constructive approach to the Asian Controversy,” *American Journal of International Law*, Vol. 92

自決権をマイノリティには適用しないこと、及び、マイノリティの権利を行使する主体はあくまでも個人であるという考え方が、現在の国際人権法の基礎をなしている。ところが先住民族 (indigenous peoples) についてだけは、集団とその集団を構成する個人の両方を権利の行使主体であるという考え方を基礎にした規範設定の活動が進んでいる¹⁹。

かつて植民地保有国は、無主地の概念や先占の法理²⁰を用いたり、先住民族首長との間で「条約」を結んだりすることによって、先住民族が居住していた地域を植民地体制の下に取り込んでいった。ところが、第二次世界戦争後の植民地独立の過程において、自決権を行使できる主体「人民 (peoples)」は、行政区画としての1つの植民地に属する人々全体であると理解されたため、先住民族は人民の地位を付与されなかった。そのうえ、先住民族は、国際法主体としての人民の地位の承認や、土地の利用に関する権利を含む彼らの伝統的生活様式の尊重を国際法上の権利として要求してきた²¹。

国連は1980年代から先住民族の権利に取り組んできたが²²、規範設定の面からみれば1993年が転機であった。1993年は「先住民族の国際年」とされ、同年にはウィーン人権宣言と行動計画に先住民(indigenous people)の権利が規定された。翌1994年には、人権小委員会のもとにおかれた作業部会で審議がつづいていた「先住民族の権利に関する国連宣言草案」が採択された²³。草案の審議はその後も続き、「先住民族の権利に関する国連宣言」は、2006年に人権理事会決議として採択されたのち、修正をへて2007年に国連総会決議61/195としてコンセンサスで採択された。その間には、いまでは先住民族の権利について話し合う中心

(1998), pp.414-457. 先住民族の権利は、生物多様性保護や知的財産権などの面からも議論されているが、本稿では自決権に関わる議論に絞って紹介する。

¹⁹ 先住民族の地位や権利を国際法の視点から論じた研究が近年あいついでいる。例えば、Jérémie Gilbert, *Indigenous Peoples' Land Rights Under International Law: From Victims to Actors* (Transnational Publishers, 2006)は、英連邦系の地域の国家実行に焦点をあてた研究)。また、注 18 に挙げた Rodriguez-Piñero の著書は、ILO 諸条約において先住民族が、保護の対象、同化の対象、権利の主体へと変化する過程についての詳細な研究 (結果的に中南米中心の記述となっている)。S. James Anaya, *Indigenous Peoples and International Law, 2nd edition* (Oxford University Press, 2004)は、概説書 (国家実行については米国および米州が中心。著者は2008年5月1日から人権理事会の「先住民族の人権・基本的自由の状況に関する特別報告者」をつとめている)。

²⁰ Gilbert, *supra* note 19. Anaya, *supra* note 19. 太寿堂鼎「国際法上の先占について—その歴史的研究—」『法学論叢』61巻2号(1955年)36-99頁; Kamto, Maurice, « Le statut juridique des traités signés entre les représentants des puissances coloniales et les monarques indigènes africains en droit international », in *Droit du pouvoir, pouvoir du droit: mélanges offerts à Jean Salmon* (Bruylant, 2007), pp.455-480.

²¹ エリカ・イリーネ・A・ダエス(富田麻理訳)「世界の先住民族の保護と人権」ヤモシユ・シモニデス編著、横田洋三監修『国際人権法マニュアル：世界的視野から見た人権の理念と実践』(UNESCO, *Human Rights: Concept and Standards*, 2002の邦訳)明石書店、2004年、391-393頁。

²² 1982年に経済社会理事会が先住民族の作業部会を設置。

²³ “Draft United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples”, adopted on 26 August 1994, U.N. Doc. E/CN.4/1995/2-E/CN.4/Sub.2/1994/56, p.105ff.

的フォーラムとなった先住問題常設フォーラム（United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues）が設立されている²⁴。

2007年の宣言は、先住民族は集団としてあるいは個人として人権を享有すること（1条）、先住の民族及び個人には一切の差別から自由である権利があること（2条）、先住民族は自決権を有しており（3条）自決権にもとづいて内輪の事項及び地域的な事項に関する自治権を有すること（4条）などを規定している²⁵。これは国連総会決議であり、文書の形式としては、国連加盟国に対して直接の法的拘束力を有しない。しかし、国連人権理事会の「先住民族の人権と基本権に関する報告者」は、2008年の報告書において、宣言の規定の一部は慣習国際法上の規範の反映であるとみなしうることを、宣言は国家がすでに負っている人権義務と関連していることなどを指摘している²⁶。実際に、2008年9月現在、先住民族の権利に関して国連人権理事会は、条約作成に向かうのではなく、宣言の実施メカニズムについての議論を論じはじめている²⁷。

人権条約の解釈にあたる国際的機関も1990年代前半から、先住民族の権利に関して、他の少数者に対するのとは異なる配慮を示している。規約委員会は、1994年の第27条（少数者の権利）一般的意見の3.2項において、個人が自己の文化を享有する権利という従来の少数者の権利の枠内ではあるが、先住民族の伝統的生活様式にとって土地がもつ重要性への配慮を示している。2005年の国際人権規約コメンタリーは、先住民族から居留地設定の要望があった場合に国家はこれに応じる義務があるとする考えが規約人権委員会に定着しつつあると指摘している²⁸。地域的な動きとしては、米州人権裁判所の判例が注目される。2000年以降、先住民族の権利に関する判例が相次いでおり、一昨年には、先住民族に対して負う義務の履行にあたって国が先住民族の歴史的記憶とアイデンティティを特に考慮するよう求める内容の判決がでている²⁹。

²⁴ その合間にも、国連問題常設フォーラムの設置などいくつか重要な動きがみられた。Cf. 岩沢雄司「先住民族に対する国連の新たな取り組み—『先住問題常設フォーラム』新設の意義」『ジュリスト』1293号（2005年）

²⁵ もっとも、規範設定が進む半面で、先住民族をとりまく環境は悪化していることが指摘されている。Cf. Rodolfo Stavenhagen, “Implementation of General Assembly Resolution 60/251 of 15 March 2006 Entitled “Human Rights Council” : Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights and fundamental freedoms of indigenous people”, U.N. Doc. A/HRC/4/32, 27 February 2007, paras. 6-24, 89.

²⁶ S. James Anaya, “Promotion and Protection of All Human Rights, Civil, Political, Social and Cultural Rights, Including the Right to Development:: Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights and fundamental freedoms of indigenous people, U.N. Doc. A/HRC/9/9, 11 August 2008, paras.36-41, 86.

²⁷ U.N. Doc. A/HRC/9/9, paras.44-84.

²⁸ Nowak, *supra* note 15, paras. 48-52.

²⁹ 米州人権裁判所は自らの2005年6月17日判決の解釈にあたって、パラグアイがYakye Axa先住民族コミュニティーへ返還する領域を画定するにあたって「歴史的記憶とアイデンティティがとくに考慮されなければならない」（23項）と判示した（Series C. No.142, 2006年2月6日）。

このように、近年、先住民族に関しては、いわゆる外的自決とも当初の内的自決ともちがう自決権の理解が、学説のみでなく、実際の国際的な規範設定の場や人権条約の解釈においても広がりつつある。2007年の先住民族の権利に関する国連宣言は先住民族に属する個人のみでなく先住民族という集団をも権利主体だとみとめた。しかし、宣言前文において確認されているとおり、国際人権法の考え方と両立するかたちで、基本的には歴史的不正義による苦しみへの救済手段として独自の権利を認めようとしたものであることに留意しておくべきだろう。

4. 手続的権利としての自決権

先住民族の権利に関しては、国際的な場において、土地に対する権利や自決権といった集団が権利主体である権利を先住民族に認めようという動きが強まりつつある。しかし、その他のマイノリティについては、学説のレベルで自治や連邦制による自決が提唱されてきたものの、人権条約機関や各国の実行に目をむけると、マイノリティが集団として行使できる国際法上の権利を認める動きは確認できない³⁰。国連においては、1992年に採択されたマイノリティの権利に関する国連宣言を基礎としてマイノリティの権利の実施が課題となっているが、この宣言は、マイノリティに属する個人の権利を保護する内容の文書である。また、人権理事会決議6/15に従って設置されたマイノリティ問題に関するフォーラムの第1会期が本年2008年12月に予定されているが、このフォーラムも同宣言のさらなる実施のためのものである³¹。自由権規約第27条はマイノリティの権利を直接に定めているこれまでのところただひとつの普遍的な人権条約の規定だが、自由権規約委員会の27条に関する実行は、マイノリティという集団そのものが権利の享有主体だという考え方を認める方向には動いていないと指摘されている³²。また、学説においても、第27条が規定するマイノリティの権利に集団的な側面があることは広く認められている半面で、存在する権利 (the right to existence) がマイノリティという集団によって行使されうる権利だという見解の研究者は皆無であるとされる³³。

たとえば、Jan Klabbers³⁴は2006年に発表した論文において、自決権を国内の集団にも認める立場をとっているが、その場合、自決権を分離権と切り離すことを主張している。彼は、集団の保護を重視し、自決権を「真剣に受け止めてもらう権利 (the right to be taken seriously)」

³⁰ 国際人権法は人種差別撤廃条約や女子差別撤廃条約のように特定の集団の利益を保護するための法も整備してきた。しかしこの場合も、一般的な人権条約の場合と同様、非差別と平等が基本理念であり、権利を行使する単位が個人であることに変わりはない。

³¹ 国連事務総長報告 “Annual Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights and Reports of the Office of the High Commissioner and the Secretary-General: The rights of persons belonging to national or ethnic, religious and linguistic minorities”, U.N. Doc. A/HRC/9/8, 29 August 2008, paras.12-13.

³² 注 12 の文献を参照。

³³ Nowak, *supra* note 15, para. 37.

³⁴ Jan Klabbers, ‘The Right to be taken seriously: Self-determination in international law’, *Human Rights Quarterly*, vol. 28 no. 1 (2006), pp.186-206.

³⁵、つまり手続的権利として再解釈することを提唱している。彼の議論は、先住民のみを対象としたものではない。内的自決の議論は、個人の人権保障が不十分な場合に分離権を認めうる余地を残すものであったが、Klabbersは自決権を分離と切り離すよう提案する。また、内的自決は自決権を個人の権利に解消してしまうが、Klabbersはマイノリティの共同体としての側面が尊重されねばならないという立場をとる。彼によれば「団体 (entities) は、自身の将来が決定される場合にはいつでも自身の立場を考慮してもらふ権利を持って」(189頁)おり、耳を傾けてもらう権利 (the right to be heard) は、そうした団体に分離権を否定しつつその集団を多数派の専制から保護するものとして提唱されている。

著者はこの論文において、政治過程における手続きを重視する自決権の理解は、裁判所および準司法機関の判例の発展に対応した理解であり、かつ、人権保障の実践と政治理論において手続きが重視されてきたことに照らしても妥当であり、さらに、これまでのいわゆる内的自決権の議論よりも欠点が小さいと論じる。四件の国際司法裁判所 (ICJ) の判断³⁶を検討して、ナミビア事件を除けば国際司法裁判所は自決を具体的な帰結を必ずしももたらさない手続的原則だと捉え直してきたと分析し、さらに、カナダ最高裁ケベック事件諮問意見³⁷、EC ユーゴスラビア仲裁委員会意見³⁸、規約人権委員会見解の判断³⁹を検討して、これらの準裁判機関も、分離権と切り離して自決の概念を解釈していると評価している。つづけて、国際人権法の発展以前は人権保障において手続きが重視されていたことや国際人権法が手続きを重視するアプローチをとるようになってきていることなどを指摘し、また、John Hart Ely や Jeremy Waldron、Hannah Arendt らの政治理論に照らして、自決を政治プロセス重視の手続的権利だと解釈することは規範的にも妥当性であると主張する。

このように著者は、自決という概念を用いつつも、実質的には、マイノリティに属する個人が国際人権法においてこれまで認められてきた権利以上のものをみとめてはいない。分離は新たな抑圧の契機となりかねず、また、権利抑圧に対する唯一の保護は、むしろ政治過程への参加である⁴⁰として、自決の概念を分離権と切り離すよう強く主張している。著者の主張は、一見すると自決の概念を問い直しているようだが、むしろ、国内の法体系や

³⁵ Klabbers, *supra* note 34, 206 頁

³⁶ ナミビア事件勧告的意見 1971 I.C.J. 16 (21 June), 西サハラ事件勧告的意見 1975 I.C.J. 12 (16 October), 国境紛争事件判決 (ブルキナファソ対マリ) 1986 I.C.J. 554 (22 December), 東ティモール事件判決(ポルトガル対オーストラリア)1995 I.C.J. (30 June).

³⁷ Supreme Court of Canada: Reference Re Secession of Quebec [August 20, 1998], 37 I.L.M. 1340 (1998)+.

³⁸ Badinter Commission, Opinion2, 31 I.L.M.1488(1992)+.

³⁹ General Comment No.12, *adopted* 13 Apr. 1984, U.N. Human Rights Commission, 21st Session, UN Doc. HRI/GEN/1/Rev.1 (1994).

⁴⁰ “Oppression of people and peoples usually occurs in the name of the greater good; the only protection one has against such oppression is not so much to escape from the political process by seceding, and thereby possibly creating new moments and opportunities for oppression, but rather to participate in the political process” (Klabbers, *supra* note 34, p.240).

政治制度を設計する際に集団の要素を考慮に入れることが重要であることを強調しつつ従来の内的自決の議論を繰り返したものと見るのが適切だろう。

5. まとめ

内的自決の主張は、自決権の本質は集団の利益の保護にあるとみる研究者から、自決を個人の権利に解消してしまうものだと批判された。しかし、内的自決という視点はいまも有用である。内的自決という視点を提示した研究者たちが問題視したのは独裁政治であった。こんにちではほとんどの国がすでに民主制に移行したか現在移行中かであるが、民主的な制度を備えているだけであって非民主的政治をおこなっている国もすくなくない。国際人権法が手続重視の傾向にあるなか、人民自決の原則という視点は、そうした国における自決権や人権の実現状況を手続以外の問題も含めて検討することを可能にしている⁴¹。たしかに、先住民族（peoples）の自決権という考え方が近年支持を集めている。しかし、議論の経緯にかんがみると、国際人権法の基礎にある考え方に修正を迫る動きだとみなすのはむづかしい。先住民族の自決権が国連宣言に書き込まれたことを歓迎する声がある一方で、自決の概念のこうした用法には批判もあり、今後の議論の展開が注目される。

⁴¹ Cf. Madjd Benchikh, 'La confiscation du droit des peuples à l'autodetermination interne', in *Droit du pouvoir, pouvoir du droit: mélanges offerts à Jean Salmon* (Bruylant, 2007), pp.807-831.